

システム標準化に伴う固定資産税に係る証明書等の廃止・変更

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年12月8日に秩父市基幹情報システムの標準化を行います。

今回の標準化によって、以下のとおり証明書等の一部が廃止・変更されます。

廃止されるものと代替手段

廃止される証明書など	代替手段（有料）	代替手段（無料）
固定資産 評価額通知書（登記用）	評価証明書※	
固定資産課税台帳 記載事項証明書	公課証明書 名寄帳兼課税台帳	固定資産税・都市計画税納税通知書に 同封している課税明細書
税額計算書	（名寄帳の写し）	

※法務局から発行された「固定資産評価証明書交付依頼書」を持参した場合は、評価証明書の発行手数料が免除されます。

代替手段の注意事項

- ・**課税明細書は再発行できません。**紛失した方は有料の代替手段をご利用ください。
- ・名寄帳兼課税台帳は、特定の物件を選択して発行できません。所有する一部の物件に対する情報が必要な場合は、公課証明書をご利用ください。

仕様変更する証明書など

種類	内容
評価証明書 公課証明書 資産証明書	1枚あたりの記載物件数が5件になります。
名寄帳兼課税台帳 （名寄帳の写し）	1枚あたりの記載物件数が4件になります。 1納税義務者、1年度ごとに150円。